

おかやま森づくり県民税 (県民税均等割超過課税)

森林を守り育てる取組をより一層推進するための税金です。

県土の約7割を占める森林には、水源の涵養^{かん}や県土の保全、地球温暖化の防止など、私たちの安全で快適な暮らしを支える大切な働きがあります。このため、県では平成16年度から、森林を県民共有の財産として適切に保全していくため「おかやま森づくり県民税」を導入し、県民の皆様にご負担をお願いしています。

これまで、本税を活用して森林の保全に関する施策を推進してきたところ、間伐が遅れた森林の解消(※)や、若い担い手の割合の増加、県産ヒノキ製材品の新たな販路開拓などさまざまな成果が得られています。一方、緊急的な間伐等が必要な森林が依然として存在するほか、シカによる林業被害の増加、担い手不足などの課題への取組も必要なことから、課税期間を令和5年度まで継続することとしています。

かけがえのない森林をより良い姿で次の世代に引き継いでいくため、引き続き「おかやま森づくり県民税」に御協力をお願いします。

(※ 人工林の成長に伴い、混み合ってきた薄暗い森林で木を抜き伐りすることで、林内に日光が差し込むようになり、木の成長や下草の繁茂が促進され、森林の働きが発揮されるようになります。)

《森づくり県民税の使途》

森づくり県民税は、次の3つの使途に活用しています。

①水源の涵養^{かん}、県土保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり

- ・ 間伐等の促進、シカ被害対策及び花粉発生源対策等による健全な人工林の整備
- ・ 荒廃した里山林等の整備やナラ枯れ被害対策等による多様な森づくりと快適な森林環境の創出



間伐前



間伐後3年経過

②森林整備を推進するための担い手の確保・育成と木材の利用促進

- ・ 新たな担い手の確保・育成強化や地域林業の中核を担う林業事業者への支援
- ・ 公共建築物等への木材利用の促進や森林認証材を使用した木造住宅への支援等による県産材の需要拡大



高校生への林業就業体験支援



公共建築物等の木造・木質化

③森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進

- ・ 児童・生徒等の森林・林業への理解を深める取組の展開等による県民への情報提供
- ・ 森林・自然を活用した体験学習の促進など県民参加による森づくり活動の推進



小学校社会科副読本の配付



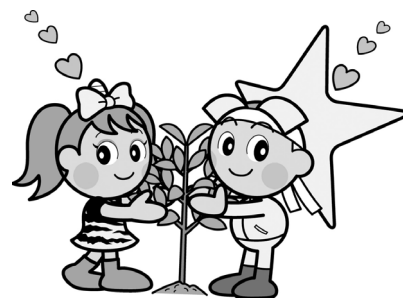
環境学習エコツアーの支援

おokayama森づくり県民税 (県民税均等割超過課税)

★納める人★

県民税の均等割を納める人

(個人：県内に住所がある人、県内に家屋敷などを持っている人)
(法人：県内に事務所等を持っている法人)



★納める額★

県民税(均等割)に加算して納めていただきます。

個人：年額500円

(本来の均等割額(年額)1,500円+おokayama森づくり県民税額(年額)500円=納税額(年額)2,000円)

法人：均等割額の5%相当額

資本金等の金額の区分	本来の均等割額(年額)		おokayama森づくり 県民税額(年額)		納税額(年額)
50億円超	800,000円	+	40,000円	=	840,000円
10億円超～50億円以下	540,000円	+	27,000円	=	567,000円
1億円超～10億円以下	130,000円	+	6,500円	=	136,500円
1千万円超～1億円以下	50,000円	+	2,500円	=	52,500円
1千万円以下	20,000円	+	1,000円	=	21,000円

★課税期間★

(個人：令和5年度分まで)

(法人：令和6年3月31日までに開始する事業年度分まで)

★納税方法★

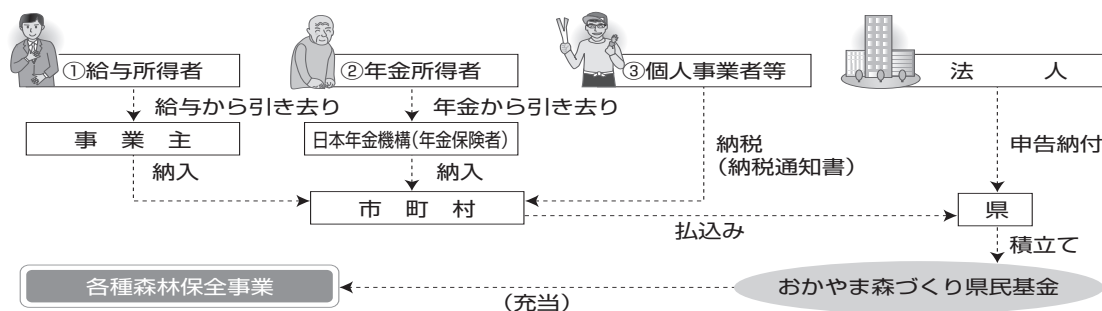
〈個人〉県民税(均等割)に加算して、住民税の一部として納めることになります。

①給与所得者：給与からの引き去り

②年金所得者：年金からの引き去り

③個人事業者等：市町村から送付される納税通知書により納付

〈法人〉法人県民税の申告の際に、県民税均等割額に加算して納付いただきます。



★使 途★

税収は「おokayama森づくり県民基金」に積み立て、森林の保全に関する施策に限定して充当します。また、税収で実施した事業の成果を毎年分かりやすく公表します。

詳しくは林政課ホームページ

(おokayama森づくり県民税による 大切な森林を守り育てる取組を紹介します!)

(<https://www.pref.okayama.jp/page/detail-21757.html>)

(《「おokayama森づくり県民税事業」で検索》)